

## 特許共同出願契約書(雛形)

国立大学法人豊橋技術科学大学(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲に属する職員等及び乙に属する社員が共同して行った発明「発明の名称を記入する(甲整理番号:〇〇〇〇〇〇、乙整理番号:〇〇〇〇〇〇)」(以下「本発明」という。)の共同出願に関し、次のとおり契約を締結するものとする。

### (権利の帰属及び持分)

第1条 甲及び乙は、本発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権(以下「本特許権等」という。)を共有するものとし、その持分は、甲〇%、乙〇%とする。

### (手続及び費用)

第2条 本発明の特許出願及びこれに付随する事務手続、並びに本特許権等の維持保全の事務管理手続は、甲と協議の上乙がこれを行うものとする。

2 甲及び乙は、前項の手続に要する出願費、特許料等の費用(以下「出願費等」という。)を、第1条の持分に応じて負担するものとする。

### (通知)

第3条 乙は、第2条第1項における手続の経過をその都度遅滞なく甲に通知しなければならない。

### (外国出願)

第4条 甲及び乙は、本発明について外国出願を行おうとするときは、その取扱いについて第2条、第3条の原則の基に、協議の上定めるものとする。

### (技術移転機関の利用)

第5条 乙は、甲が、本特許権等の実施を希望する企業等の探索(以下「特許実施探索業務」という。)のため、技術移転機関を利用することについて同意する。

2 乙は、甲が特許実施探索業務を委託した技術移転機関の公開資料において、発明名称、発明者、出願人、出願番号、出願日、発明概要などの本特許権等の情報を公開することを了承するものとする。

### (第三者に対する実施の許諾)

第6条 甲及び乙は、それぞれ本特許権等の実施を第三者に許諾することができる。

2 甲及び乙は、本特許権等の実施を第三者に許諾しようとするときは、事前に相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、相手方から前項の通知を受けた場合は、書面により合意するものとし、許諾の条件は甲乙協議して決定するものとする。

### (持分の譲渡等)

第7条 甲は、本特許権等の持分を乙(又は甲及び乙が協議の上指定した者)に限り譲渡できるものとし、別に定める譲渡契約により、これを行うものとする。

2 第1項にかかわらず、乙以外の者に本特許権等の甲の持分の譲渡を行う場合には、甲はあらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

(実施料)

第8条 乙又は乙の指定する者は、本特許権等を無償で実施することができるものとする。

- 2 乙が、本特許権等を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分されるものとする。
- 3 甲が、本特許権等を第三者に実施させた場合の実施料は、甲に帰属するものとする。

(契約有効期間)

第9条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から本発明に基づき取得した特許権の実施期間満了日までとする。ただし、次の各号に該当したときは、その該当する日に終了するものとする。

- 一 本発明の特許出願のすべてについて拒絶の査定若しくは審決が確定したとき
- 二 本発明に基づいて取得した特許の無効の審決が確定したとき

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成〇年〇月〇日

(甲) 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1  
国立大学法人 豊橋技術科学大学長  
大西 隆 印

(乙) 住所  
社名  
職名  
〇 〇 〇 〇 印